

みたき総合病院 訪問リハビリテーション 料金表 (2026年6月1日～)

【基本部分】 (単位)

基本報酬	介護保険新報酬		介護予防新報酬	
訪問リハビリテーション費	308	/回	298	/回

【加算・減算】 (単位)

要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算又は減算されます。

退院時共同指導加算	600 /回	(介護予防)12か月越え減算	-30 /回
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240 /日	短期集中リハビリテーション実施加算	200 /日
リハビリマネジメント加算(ロ)	213 /月	移行支援加算(予防を除く)	17 /日
医師による説明と同意	270 /月	サービス提供体制強化加算(I)	6 /回
介護職員等処遇改善加算	1.5%		

(注1) 上記表の単位数に、10.33(6級地)を乗じた額が利用料の総額になります。利用者負担額は、総額から利用者ごとに決められた負担割合(1割～3割)に応じた金額をお支払いいただく事になります。

(注2) 上記の基本利用料及び加算等は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料等も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料等を書面でお知らせします。

(注3) 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

(注4) 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町に介護給付費等の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。

(2) その他の費用(実費)

交通費	通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問リハビリテーションを行う場合に係る費用として、通常の事業の実施地域を越えた地点から、距離1kmにつき10円を請求します。
-----	--